

**長野県教育委員会訓令第8号**

木曽郡木曽福島町立上田小学校  
木曽郡木曽福島町立福島小学校  
木曽郡木曽福島町立福島中学校  
木曽郡日義村立日義小学校  
木曽郡日義村立日義中学校  
木曽郡開田村立開田小学校  
木曽郡開田村立開田中学校  
木曽郡三岳村立三岳小学校  
木曽郡三岳村立三岳中学校

平成17年11月1日付けで別に人事通知書を交付されない者は、次により発令されたものと心得てください。

平成17年10月31日

長野県教育委員会

平成17年10月31において、現に木曽郡木曽福島町、同郡日義村、同郡開田村又は同郡三岳村の公立学校（共同調理場を含む。）の校長、教員（教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。）、学校栄養職員又は事務職員に任命されている者は、町村の廃置分合に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第40条の規定により本職を免じ、木曽郡木曽町の公立学校のそれぞれ校長、教員、学校栄養職員又は事務職員に任命し、現に給されている職務の級の号俸、給料月額又は給料の調整額を給し、引き続き現にある職に相当する当該学校の当該職に補する。

義務教育課